

宮古市耐震改修促進計画

平成 20 年 3 月作成
平成 22 年 5 月更新
平成 28 年 4 月更新
令和 3 年 4 月更新
令和 8 年 3 月更新

宮 古 市

目次

はじめに	1
(1) 計画策定の趣旨	1
(2) 計画の期間	1
(3) 計画の方針	1
(4) 宮古市住まいの耐震化に関するアンケート	1
1 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標	3
(1) 想定される地震の規模、被害の状況	3
(2) 前計画の実績（現状）と課題の検証	3
(3) 耐震化の目標	4
2 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策	9
(1) 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組方針	9
(2) 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策	9
(3) 安心して耐震診断及び耐震改修を行うことができる環境整備	10
(4) 地震時の総合的な安全対策	11
(5) 地震時に通行を確保すべき道路	12
(6) 優先的に耐震化に着手すべき建築物	12
3 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及	13
(1) 想定地震における震度分布の周知	13
(2) 相談体制の整備・情報提供の充実	13
(3) パンフレット等の活用	13
(4) リフォームと併せた耐震改修の推進	13
(5) 地域住民等との連携による啓発活動	13
4 特定既存耐震不適格建築物の所有者に対する耐震診断又は耐震改修の指導等への協力	14
(1) 耐震改修促進法等による指導等の実施への協力	14
(2) 建築基準法による勧告又は命令等の実施への協力	14
5 その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項	14
(1) 協議会等による情報交換	14
(2) その他	14
資料編	
(1) 宮古市住まいの耐震化に関するアンケート集計結果	15
(2) 最大予想震度図、液状化危険度分布図	24
(3) 耐震化事業等の実施状況	26

はじめに

(1) 計画策定の趣旨

「宮古市耐震改修促進計画」は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年10月27日法律第123号、以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、市内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るために策定するものです。

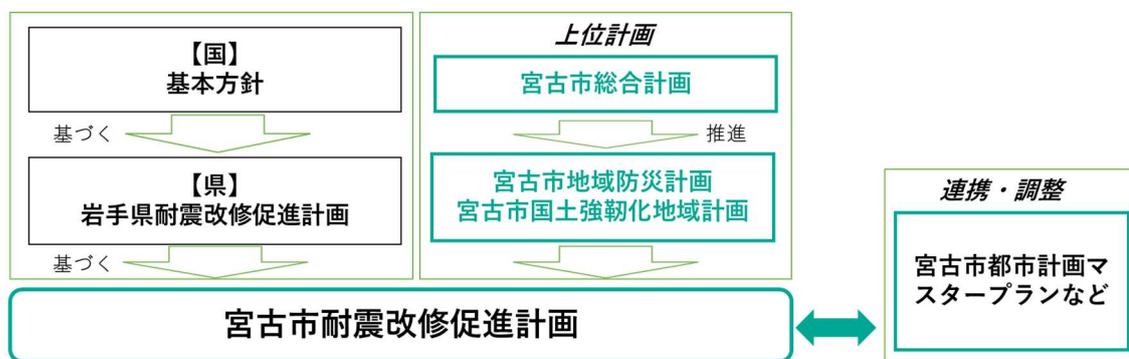
(2) 計画の期間

令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

(3) 計画の方針

- 多くの建築物の耐震診断及び耐震改修が継続的に実施されるよう、環境の整備に努めることを基本的な取組み方針とします。
- 本計画は、法第5条第1項の規定に基づき策定する「岩手県耐震改修促進計画」に基づいて施策を講じるものとします。
- 本計画は、「宮古市総合計画」、「宮古市地域防災計画」及び「宮古市国土強靱化地域計画」を上位計画とし、関連する他の計画と整合・連携を図る計画として位置付けるものです。

〈イメージ〉



(4) 宮古市住まいの耐震化に関するアンケート

計画の策定に先立ち、住宅における耐震診断及び耐震改修事業に関する認知度や課題を把握するため、過去に耐震診断及び耐震改修を実施した方を対象にアンケートを実施しました。

① 名称

宮古市住まいの耐震化に関するアンケート（令和7年8～9月実施）

② 対象者

過去に耐震診断を受けた方 234名

③ 回収数

66名（28.2%）

④ 主な意見

○木造住宅耐震改修補助事業の認知度が低い（知っていた方：40%）

・耐震診断後、耐震改修を行うための支援情報が十分周知されていない。

※市民への周知や情報発信の方法を見直し、普及啓発を一層強化することが必要です。

○多額の改修費で実施を断念（45%）

○耐震改修の自己負担は150万円以上が多い（150万円以上：60%）

・現行の耐震改修支援制度は、建物全体を対象とした改修が要件となっているため、工事費が高額となり、自己負担の大きさから耐震化が進みにくい状況です。

・現在の補助上限額は115万円（対象経費の4/5）であり、物価高騰などにより今後、自己負担が増加することにより耐震化が進まなくなる恐れがあります。

※補助上限額の見直しを国や県に要望するとともに、居住者の命を守る観点から、地震からのリスクを低減し、人命の安全確保につながる可能性のある緊急的な対策として、普段長く過ごす居室など、倒壊時に危険度が特に高い居室などの部分的な改修も支援対象とする仕組みが必要です。

○相談体制、事例紹介や概算工事額などを望む声（合計：55%）

・実際の工事内容や費用感を分かりやすく示すことが、耐震化の検討の後押しする上で重要です。

※市民が安心して耐震化に取り組めるよう、相談の機会や方法の充実させる必要があります。

※凡例・用語

表記	内 容
耐震診断	地震に対する安全性を評価すること
耐震改修	地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕、模様替若しくは一部除却又は敷地の整備をすること
旧耐震基準	昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工した建築物に適用されていた、地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定による基準
新耐震基準	昭和 56 年 6 月 1 日以降に着工した建築物に適用される、地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定による基準
特定既存耐震不適格建築物	多数の者が利用する建築物であって既存耐震不適格建築物であるもの（要安全確認計画記載建築物であるものを除く。）
要安全確認計画記載建築物	耐震改修促進法第 5 条第 3 項第 1 号又は第 2 号の規定により耐震診断の結果の報告の期限に関する事項などが計画に記載された建築物
宮古市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム	住宅の耐震化に係る取組を位置付け、その進捗状況を把握・評価・公表し、住宅の耐震化を強力に推進する実施計画

1 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

(1) 想定される地震の規模、被害の状況

- ① 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第3条第1項の規定に基づき、岩手県においては、本市を含む沿岸を中心とした23市町村が、地震防災対策推進地域に指定されています。また、県がこれまで行った地震被害想定調査等によれば、活断層による内陸直下型地震や三陸沖等の地震では、全市町村において、震度5弱から震度6強の強い揺れが想定されています。
- ② 岩手県地域防災計画による県内の地震被害想定では、活断層による内陸直下型地震や三陸沖等の海溝型地震により、揺れによる建物被害は1,700棟が全壊するとしています。また、この地震により、建物倒壊による死者は110名、負傷者は1,100名にのぼるものと想定しています。
- ③ 全国を概観した地震予測図(独立法人防災科学技術研究所より公開)によると、宮城県沖及び三陸沖南部海溝寄りの地震において市内では震度5弱から震度6強の強い揺れが想定されております。市内の震度分布については、資料-地震想定震度マップのとおり想定されています。
(防災科学技術研究所 地震ハザードステーション「J-SHIS」より
<https://www.bosai.go.jp/>)

(2) 前計画の実績(現状)と課題の検証

- ① 住宅の耐震化(耐震化率は住宅・土地統計調査値より推計)
 - 目 標：耐震化率 81.1%(平成30年統計値)
⇒ 令和7年度までに90%
 - 実 績：耐震化率 83.7%(令和5年統計値)で未達成

【課題】

旧耐震基準の住宅の解体・新築や建替えにより耐震化は進んでいるものの、住宅の耐震化に関する認知度や理解は低く、住宅所有者の高齢化や継承者不在などにより耐震化への取り組みは遅れています。

更に、資材高騰による費用負担の増大などにより、耐震改修工事の実施件数は年々減少しています。

より一層普及啓発に取り組むとともに、効果的な耐震化促進のため、耐震改修補助事業等の対策の検討を行う必要があります。

② 多数の者が利用する建築物の耐震化

- 目 標：耐震化率 96.5% ⇒ 令和7年度まで100%
(耐震性に不安のある建築物5棟) (耐震性に不安のある建築物4棟)
- 実 績：令和7年度末 約97.3%
(耐震性に不安のある建築物4棟)

【課題】

民間の建築物は所有者の意思によるため、計画的に耐震化が進まないことが課題です。

所有者に対し、継続的に啓発や指導を行うなど、住宅の耐震化と同様により一層の普及啓発や働きかけを行う必要があります。

③ 市有建築物の耐震化

- 目 標：耐震化率100% ⇒ 維持
(耐震性に不安のある建築物0棟)
- 実 績：令和7年3月末100%
(耐震性に不安のある建築物0棟)

(3) 耐震化の目標

耐震化の目標は、①住宅と、②特定既存耐震不適格建築物について定めるものとします。

特定既存耐震不適格建築物のうち市有の学校、庁舎、市営住宅、その他の施設の用途については、耐震化率100%であることから、引き続き適切な維持管理に努めることを目標とします。

ただし、国・県又はこれらに類する者が管理する建築物については、本計画に含めないものとします。

① 住宅

令和5年住宅・土地統計調査により推測される市内の住宅の耐震化の状況は表1のとおり居住世帯のある住宅19,120戸のうち、耐震性に不安のある住宅は3,120戸、耐震性のある住宅は16,000戸であり、耐震化率は83.7%となっています。

前計画で未達成だったことから、引き続き、耐震化率を90%とすることを目標とします。

また、耐震診断については、50戸の診断が行われることを目標とします。

表1 住宅の耐震化の状況と目標

(単位：戸)

区分	建築物の総数 ①	昭和55年以前の建築物 ②	耐震性に不安のある建築物 ④ (②-③)	昭和56年以降の建築物 ⑤	耐震性有の建築物 ⑥ (③+⑤)	現状の耐震化率 (%) ⑥/①×100	耐震化の目標 (%) ()書きは戸数
		うち耐震性有 ③					
木造	15,820	5,400	3,000	10,420	12,820	81.0	89 (14,080)
		2,400					
非木造	3,300	440	120	2,860	3,180	96.4	100 (3,300)
		320					
合計	19,120	5,840	3,120	13,280	16,000	83.7	90 (17,208)
		2,720					

② 特定既存耐震不適格建築物

特定既存耐震不適格建築物の耐震化率は表2のとおり 97.2%となっています。そのうち、災害時の拠点・避難施設となる建築物の耐震化率は100%であり、引き続き適切な維持管理に努めることとします。

不特定多数の者が利用する建築物の耐震化率は92.0%、特定多数の者が利用する建築物の耐震化率は94.7%となっています。令和12年度末の耐震化率をそれぞれ100%とすることを目標とします。

また、表2のうち、市有建築物は表3のとおりとなります。いずれも目標を達しており、引き続き適切な維持管理を行います。

表2 特定既存耐震不適格建築物の耐震化の状況

(単位：棟)

区 分	建築物の 総数 ①	昭 和 56.5 以 前の建築 ②	耐震性 に不安 のある 建築物 ④ (② - ③)	昭 和 56.6 以降 の建 築物 ⑤	耐震性 有の建 築物 ⑥ (③ + ⑤)	現状の 耐震化 率 (%) ⑥ / ① ×100	耐震化 の目標 (%) ()書 きは棟 数
		うち耐 震性有 ③					
災害時の拠点・避難 施設となる建築物 (避難所、学校、病院、 体育館等)	79	43 43	0	36	79	100	100 (79)
不特定多数の者が利 用する建築物 (百貨店、ホテル、集会 所、福祉センター、図書 館等)	25	10 8	2	15	23	92.0	100 (25)
特定多数の者が利用 する建築物 (賃貸共同住宅、老人ホ ーム、幼稚園、保育所 等)	38	12 10	2	26	36	94.7	100 (38)
合 計	142	65 61	4	77	138	97.2	100 (142)

※ 表2の数値は、市有建築物データ（令和7年3月末現在）及び宮古市建築住宅課資料（建築確認資料）により推計

表3 表2の特定既存耐震不適格建築物のうち市有建築物の耐震化の状況

(単位：棟)

区分	建築物の総数 ①	昭和 56.5 以前の建築物 ②	耐震性に不安のある建築物 ④ (②-③)	昭和 56.6 以降の建築物 ⑤	耐震性有の建築物 ⑥ (③+⑤)	現状の耐震化率 (%) ⑥/①×100	耐震化の目標 (%) ()書きは棟数
		うち耐震性有 ③					
学校	61	34	0	27	61	100.0	100 (61)
		34					
庁舎	4	2	0	2	4	100.0	100 (4)
		2					
市営住宅	19	8	0	11	19	100.0	100 (19)
		8					
その他の施設	10	3	0	7	10	100.0	100 (10)
		3					
合計	94	47	0	47	94	100.0	100 (94)
		47					

※表3の数値は、市有建築物データ（令和7年3月末現在）により推計

◎特定既存耐震不適格建築物：耐震改修促進法第14条、耐震改修促進法施行令第6条、第7条、第8条関係

用途	建築物の耐震化に努めなければならない規模の要件	建築物の耐震化について行政庁が指示することができる規模要件 (指示に従わない場合は、その旨を公表できる)
学校	小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校	1,500㎡以上 *屋内運動場の面積を含む
	上記以外の学校	階数3以上かつ1,000㎡以上
体育館(一般公共の用に供されるもの)	階数1以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
ボーリング場、スケート場、水泳場 その他これらに類する運動施設	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
病院、診療所	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
劇場、観覧場、映画館、演芸場	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上

集会場、公会堂	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
展示場	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
卸売市場	階数3以上かつ1,000㎡以上	
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
ホテル、旅館	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
賃貸住宅(共同住宅に限る。)、寄宿舎、下宿	階数3以上かつ1,000㎡以上	
事務所	階数3以上かつ1,000㎡以上	
老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの	階数2以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	階数2以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所	階数2以上かつ500㎡以上	750㎡以上
博物館、美術館、図書館	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
遊技場	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
公衆浴場	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
工場(危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。)	階数3以上かつ1,000㎡以上	
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
保健所、税務署その他これに類する公益上必要な建築物	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	政令で定める数量以上の危険物を貯蔵又は処理するすべての建築物	500㎡以上
避難路沿道建築物	耐震改修促進計画で指定する避難路の沿道建築物であって、前面道路幅員の1/2超の高さの建築物(道路幅員が12m以下の場合は6m超)	左に同じ

2 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

(1) 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組方針

建築物の耐震化を進めるには、住宅などの所有者が地域の防災を自分ごととして捉え、積極的に取り組むことが欠かせません。市はこうした意識の醸成を図るため、耐震化の重要性について継続的に情報発信し、市民の理解と関心を深めていきます。

さらに、所有者が自ら行動を起こせるよう、国や県、関係団体と連携し、耐震診断や改修を進めやすい環境づくりに取り組みます。制度の見直しや支援策の充実を通じて、経済的な負担の軽減を図ります。

これらの取り組みにより、耐震化を妨げている課題の解消を目指し、地域全体の安全性向上につなげていくこととします。

(2) 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策

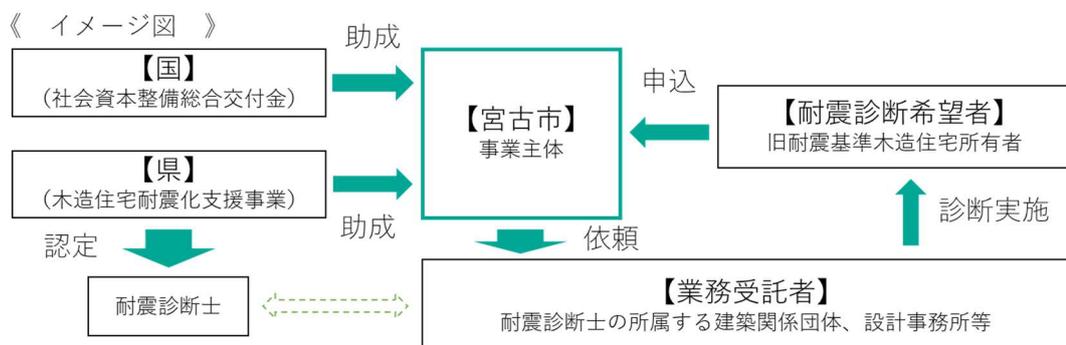
市は、市民に対して建築物の耐震診断及び耐震改修の必要性・重要性を広く伝えるため、「宮古市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」を策定し、積極的な普及啓発に取り組みます。

あわせて、これまでの耐震化支援事業について検証と見直しを行い、より効果的な支援が行えるよう制度の改善を図ります。特に、耐震診断や耐震改修を単独で実施する場合だけでなく、リフォーム工事と併せて行う場合のメリットについても周知を進めていきます。

こうした取り組みを通じて、市民が安心して耐震化に取り組めるよう、支援の拡充や制度の充実・維持に努めていくこととします。

① 宮古市木造住宅耐震診断事業

旧耐震基準による木造住宅へ耐震診断士を派遣し、耐震診断を行います。

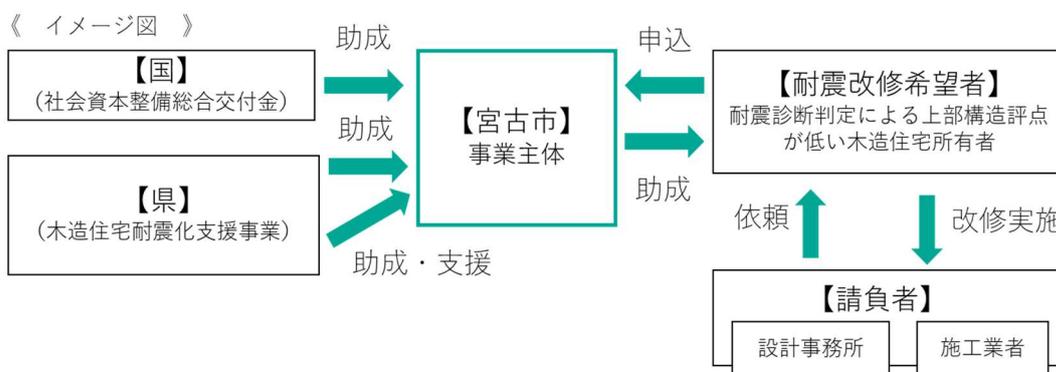


② 宮古市木造住宅耐震改修補助事業

耐震診断を行い、耐震改修が必要とされた木造住宅を対象に、耐震改修への助成に取り組みます。

現在の耐震改修補助事業は全体改修が対象ですが、資材高騰などによる改修費用の増加が課題となっています。

市は、改修費用の縮減につながる工法等のアドバイスを行うとともに、必要に応じて制度の見直しや支援策の充実を通じて、経済的な負担の軽減を図ります。特に、居住者の命を守る観点から、地震からのリスクを低減し、人命の安全確保につながる可能性のある緊急的な対策として、普段長く過ごす居室などの部分的な改修に係る支援について検討します。



(3) 安心して耐震診断及び耐震改修を行うことができる環境整備

市民が安心して耐震診断及び耐震改修を依頼できるように、「岩手県木造住宅耐震診断士」及び「いわて木造住宅耐震改修事業者」の情報提供を行います。

また、防災行事やイベントの他、広報や SNS 等により支援制度に係る周知を行うと共に、耐震改修工事の事例や工事費の目安、耐震改修促進税制及びリバースモーゲージ型住宅ローンなど、市民のニーズに応じた情報を提供することにより、安心して建築物の耐震化を行うことができる環境整備に取り組みます。

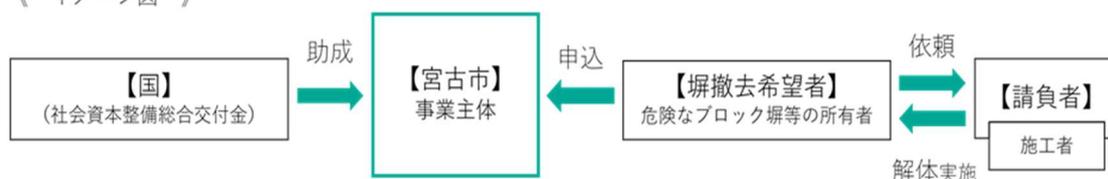
(4) 地震時の総合的な安全対策

① ブロック塀、石塀等の安全対策

○危険なブロック塀の把握、啓発と指導

既存コンクリートブロック塀等の安全確保のために、通学路、避難路や避難場所等に面した危険なコンクリートブロック塀等の把握に努め、所有者には、日頃の点検の重要性などの啓発と指導を実施します。

〈 イメージ図 〉



○ブロック塀等の安全対策事業の対象となる避難路等

i) 避難路

市の区域内にある国道、県道及び市道並びに市の小学校及び中学校の指定する通学路

ii) 避難場所

宮古市地域防災計画の資料編 1-3-15-2 指定緊急避難場所及び指定避難所として位置付けているものとし、(学校施設は除く)

② 家具の転倒防止策の推進

建築物内のタンス、食器棚、書棚等の地震時における転倒防止策として、防災行事やイベント、広報紙等を通じて家具転倒防止器具の設置を促します。

③ 窓ガラス、天井、外壁等の落下物対策

地震時における、建築物の窓ガラス飛散、天井・外壁等の落下による被害を防止するため、市有建築物の安全対策に取り組むとともに、県が建築物所有者に対し行う助言などに対して協力を行っていくものとし、

④ 宅地の既存擁壁等の安全対策

自然災害に対し、建築物の敷地の擁壁を適切に維持管理できるよう、必要な情報提供や個別の助言指導に取り組みます。

⑤ エレベーターの閉じ込め防止対策

地震時におけるエレベーターの閉じ込め等を防止するため、地震対策がなされていないエレベーターの所有者に対し、地震の初期微動を感知したときに最寄階に停止しドアを開放する装置などの設置を促していくものとし、

(5) 地震時に通行を確保すべき道路

県及び市の地域防災計画に位置付けられた緊急輸送道路に加えて、避難道路沿いに立地する建築物の耐震診断及び耐震改修が行われるよう指導啓発に取り組めます。

また、建築物が地震によって倒壊した場合において、道路閉塞が生じ多数の者の円滑な避難を困難とする恐れの有無等を判断するため、必要となる現況の調査を行います。

(6) 優先的に耐震化に着手すべき建築物

優先的に耐震化に着手すべき建築物は、地震災害発生時に災害応急対策の拠点や避難所となる公共施設、中でも学校、庁舎等のうち耐震改修促進法第14条に規定された特定既存耐震不適格建築物、及び平成7年1月の阪神・淡路大震災で被害が集中した昭和56年5月以前に在来軸組工法で建てられた戸建て木造住宅とします。なお、平成28年4月に発生した熊本地震では、昭和56年6月以降に建てられたもので、接合部等の規定が明確化された平成12年以前に建築されたものについても、倒壊等の被害が見られました。このことから、(一財)日本建築防災協会が作成した「新耐震基準の木造住宅の耐震性能検証法」を用い、市民の求めに応じて必要な助言を行います。

市有建築物については、災害応急対策の実施や防災拠点となる施設、避難所などに使用されるため、引き続き適切な維持管理に努めていきます。

3 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

(1) 想定地震における震度分布の周知

市民自らが地域の危険要素を自覚できるよう、想定地震における市全域の震度分布を、国や県、関係機関の調査を基にして作製した市のハザードマップにより、市民へ周知します。

(2) 相談体制の整備・情報提供の充実

窓口において、市民が耐震化に関する相談や耐震診断等の説明を行う他、「岩手県木造住宅耐震診断士」、「いわて木造住宅耐震改修事業者」等の資格者の多くが所属する（一社）岩手県建築士会宮古支部と連携し、多くの市民が集まるイベント等での啓発や相談体制の充実を図ります。

また、市の広報媒体において支援事業について広く情報提供すると共に、これまで耐震診断を実施した方への直接訪問や支援制度をまとめたダイレクトメールの実施等、情報提供の強化を図ります。

(3) パンフレット等の活用

耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、市独自で作成しているパンフレットとともに、国や県、関係機関作成のパンフレットを活用し普及啓発に努めます。

(4) リフォームと併せた耐震改修の推進

耐震改修工事とリフォーム工事を同時に行うことで得られる工事費用の軽減・工事期間短縮等のメリットについて、市民へ情報提供を行い、リフォームと併せた耐震化の推進に努めます。特に、近年増加している省エネ改修工事やバリアフリー改修工事に併せて、耐震改修工事が実施されるよう啓発していきます。

(5) 地域住民等との連携による啓発活動

地震防災対策の基本は「自らの命は自らで守る自らの地域は皆で守る」であり、地域住民が連携し地震対策を講じることが重要です。

市は、市内にある自治会や町内会、自主防災組織等が従来から行っている各種講座を活用し、耐震対策について継続的に情報の提供を行うことにより、地域住民等との連携を図るものとします。

4 特定既存耐震不適格建築物の所有者に対する耐震診断又は耐震改修の指導等への協力

(1) 耐震改修促進法等による指導等の実施への協力

法第 14 条に定める特定既存耐震不適格建築物の所有者は、耐震診断を行い必要に応じて耐震改修を行うよう努める必要があります。

市は、法第 15 条の規定に基づき県が特定既存耐震不適格建築物の所有者に対して行う耐震化への指導及び助言に協力を行うものとします。

(2) 建築基準法による勧告又は命令等の実施への協力

市は県と連携を図り、公表を行ったにも関わらず、建築物の所有者が耐震改修等を行わない場合には、建築基準法第 10 条の規定により、当該建築物の所有者、管理者又は占有者に対して、保安上必要な措置をとることなどについて、県が行う勧告・命令に協力を行うものとします。

5 その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

(1) 協議会等による情報交換

県、特定行政庁設置市及び関係機関で構成する「岩手県耐震改修促進協議会」を通じて耐震診断、耐震改修の普及・啓発に係る協力、情報交換を行い、本計画を円滑に行うものとします。

(2) その他

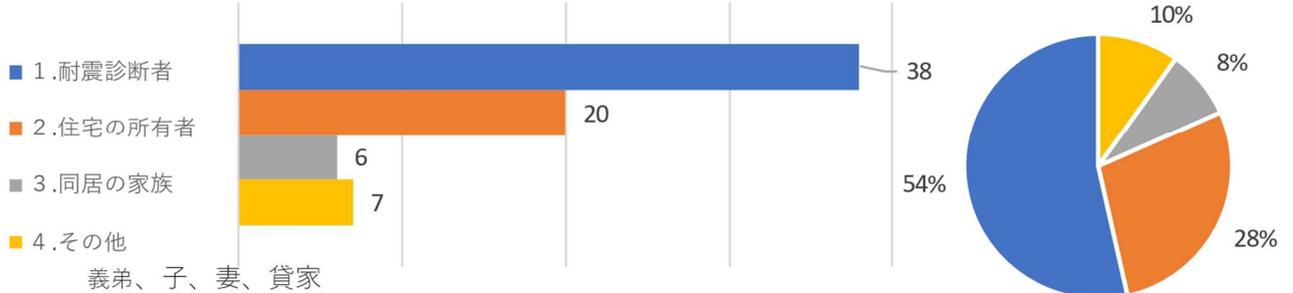
本計画は、耐震化の進捗状況や新たな施策の実施等にあわせて、適宜、見直しを行うものとします。また、本計画を実施するにあたり必要な事項は、必要に応じて別途定めるものとします。

(資料-1) 宮古市住まいの耐震化に関するアンケート 集計結果

対象者数 234名 回答数 66名 (回答率 28.2%) (実施期間:令和7年8~9月)

【1】あなた自身についてお聞かせください。

Q1 このアンケートを回答する方はどなたですか？

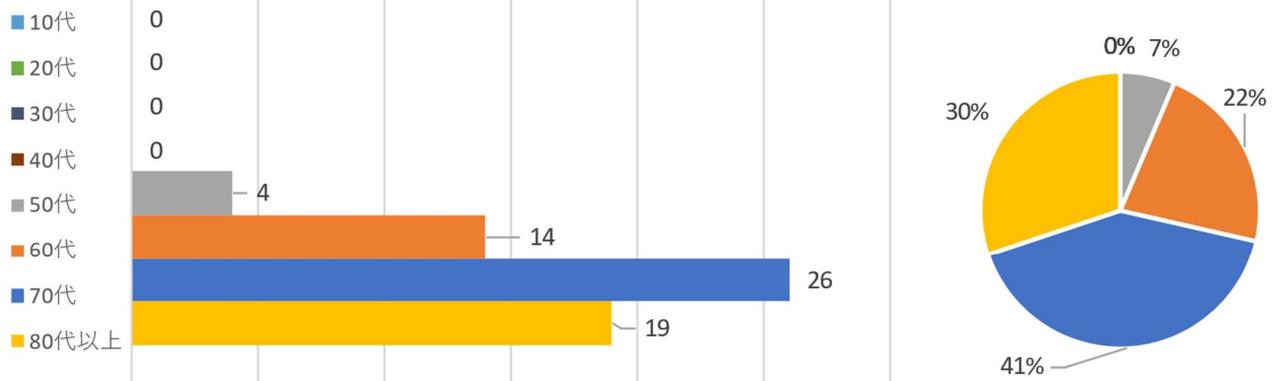


Q2あなた自身について教えてください。

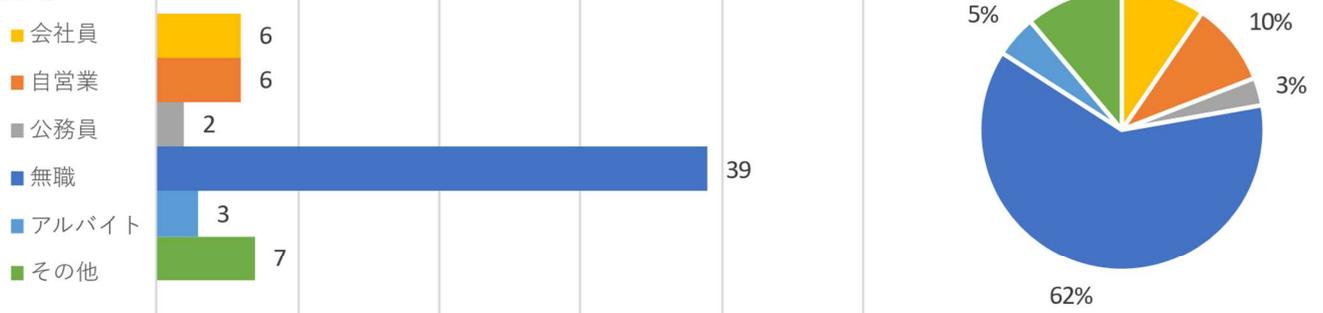
【性別】



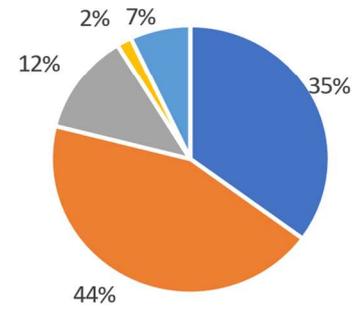
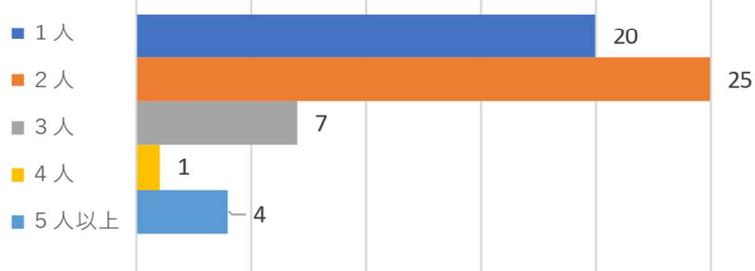
【年齢】



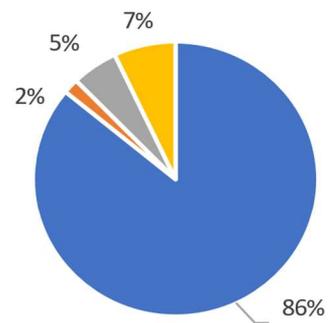
【職業】



【同居人数】

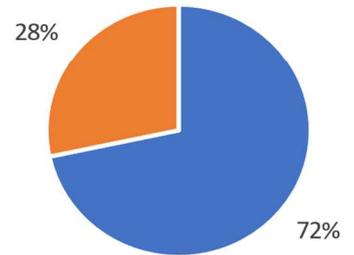
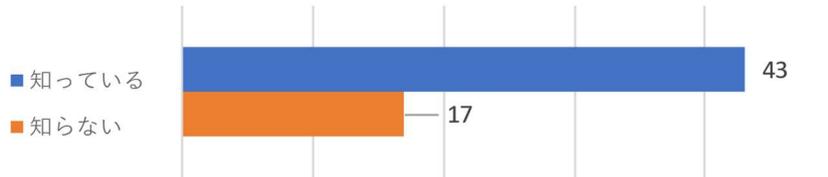


【お住まいの区域】

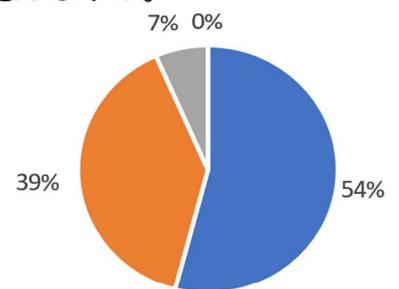
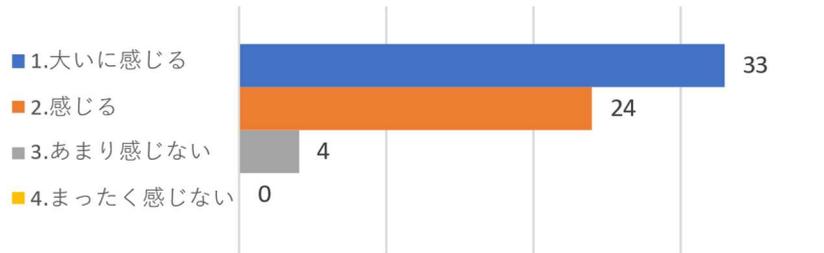


【2】 【日本海溝・千島海周辺海溝型地震】 あなた自身についてお聞かせください。

Q1 この地震について知っていますか。



Q2 このような大地震が発生した場合、お住まいの安全に不安を感じますか。

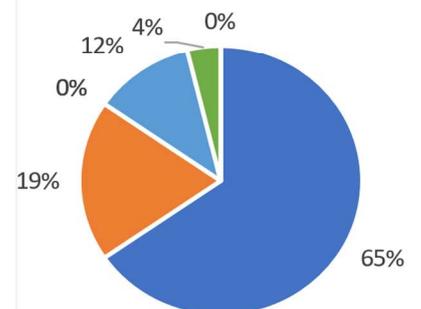
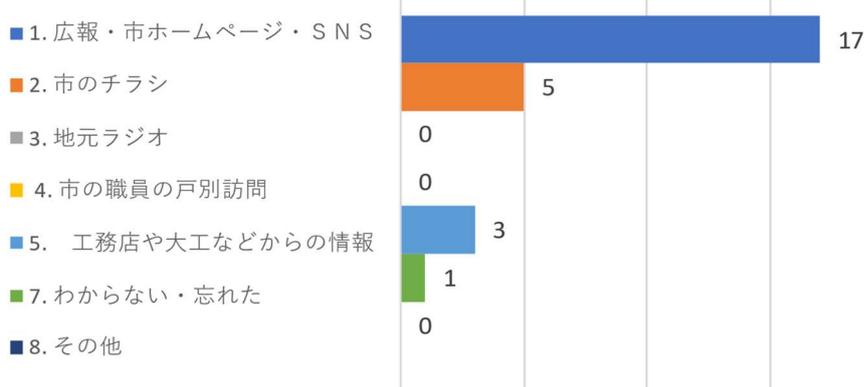


【3】 「宮古市木造住宅耐震改修補助事業」 についてお聞かせください。

Q1 この事業を知っていますか。



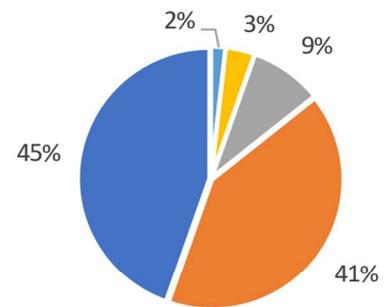
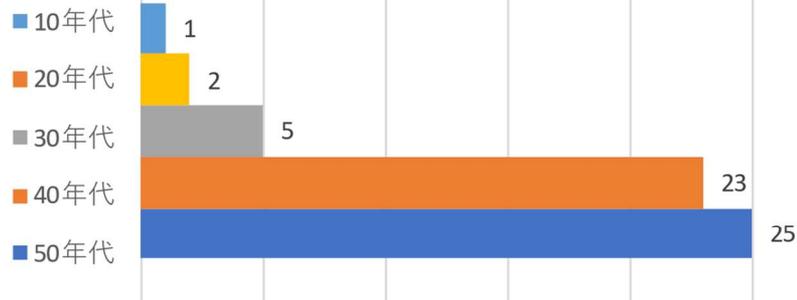
Q2 Q1で「知っている」と答え方にお聞きします。どのようなきっかけで知りましたか。



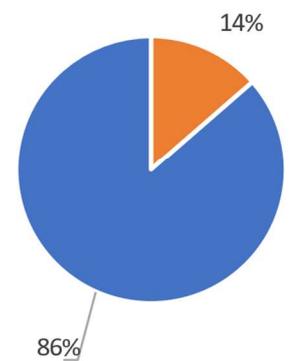
【4】耐震診断を実施した住宅についてお聞かせください。

Q次の項目にあてはまるものに○をつけてください。

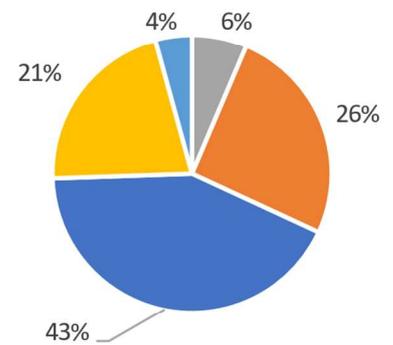
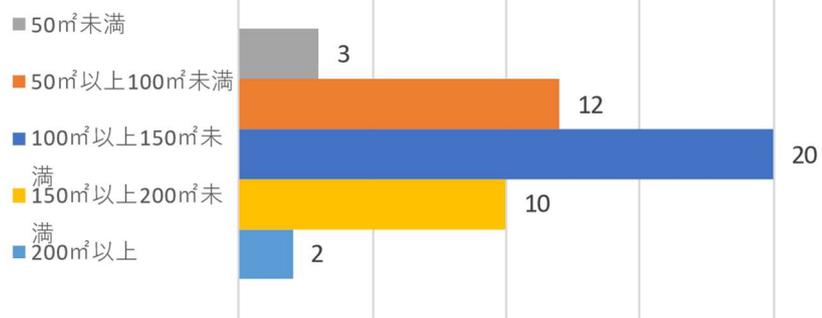
【建築年代】



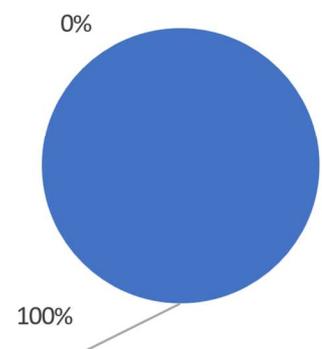
【階数】



【床面積】

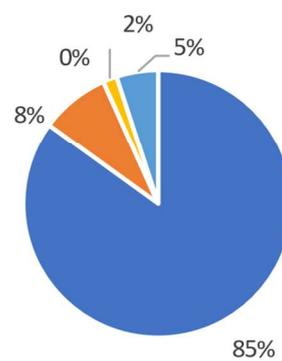


【所有形態】



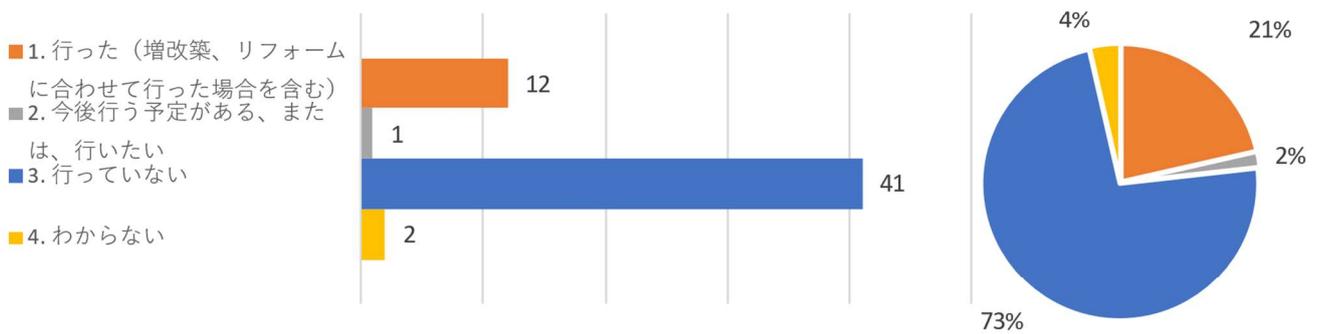
【利用状況】

- 居住
- 空き家(管理)
- 空き家(不全)
- 建替・売却・住替
- その他



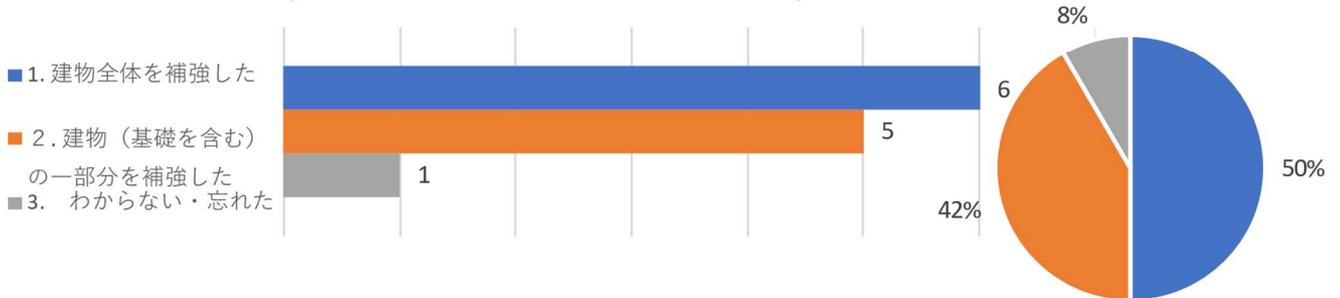
【5】耐震改修工事の実施状況についてお聞かせください。

耐震診断で「補強が必要」と診断されたあと、耐震改修工事を行いましたか。

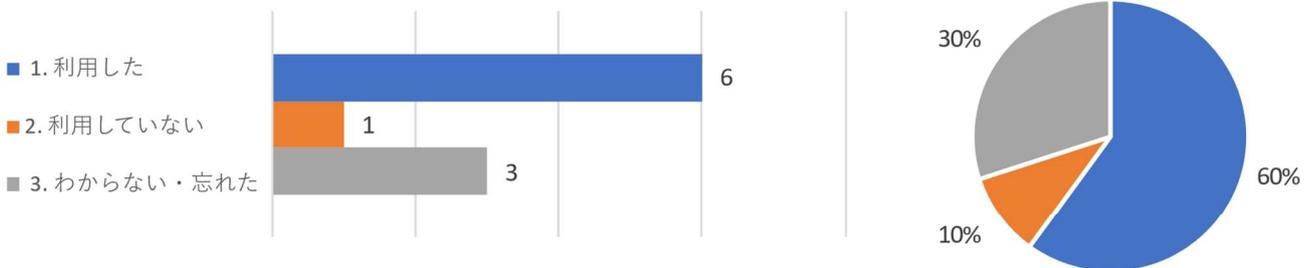


【6】耐震改修工事の内容についてお聞かせください。

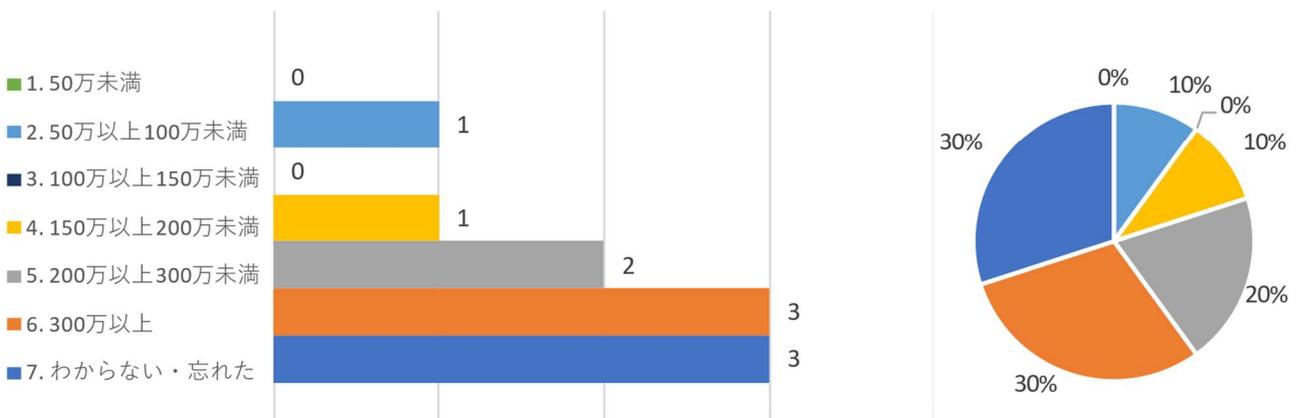
Q1 耐震改修工事(増築・リフォームに併せた部分を含む)で補強した部分はどこですか。



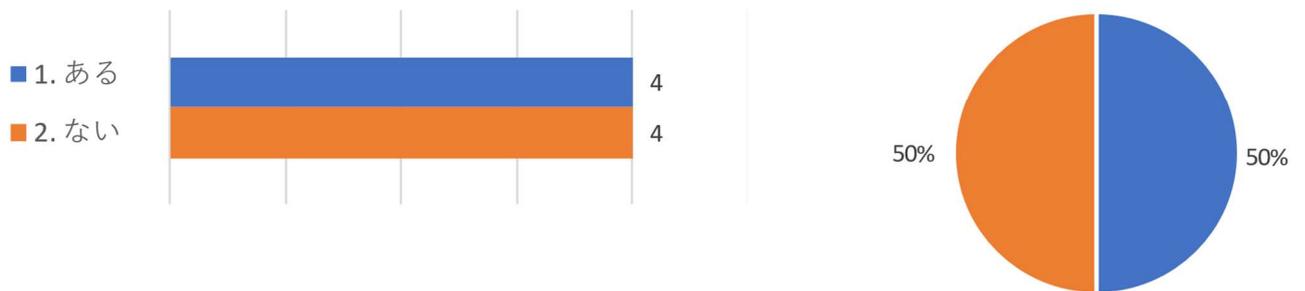
Q2 「宮古市木造住宅耐震改修補助事業」を利用しましたか。



Q3 耐震改修工事にいくらかかりましたか。



Q4 「宮古市木造住宅耐震改修補助事業」以外に活用した補助制度はありますか。



Q5 Q4で「1. ある」と回答した方にお聞きします。どのような補助の内容でしたか。

- ・窓の二重サッシ（窓リノベ）
- ・震災後の補修に関する諸制度
- ・温水器、エアコン
- ・併せてリフォームをして補助金を受けました。

Q6 耐震改修工事を行って、良かったことを教えてください。

- ・心配ないと施工者に言われ安心した。
- ・震えが小さくなった気がする。（震災以降）
- ・震災時に浸水以外の被害を抑えられた。
- ・地震に対して少し安心している。
- ・診断事業で、耐震性能が明らかになり、改修費補助事業で効果的な補強工事が実施できた。

Q7 耐震改修工事を行って、良かったことを教えてください。

- ・耐震工事をした所を、写真を撮って提出してもらいたかった。（後で比較出来るから）
- ・耐震診断を受けた時、耐震改修の費用を質問したら建て替える位かかりますと言われた。外壁リフォーム時に窓を減らし壁を増やし、耐震補強工事には多額の費用がかかり高齢者家庭には手がでない。
- ・診断～工事まで同一年度で実施出来ないこと。

【7】耐震改修工事を行わない理由についてお聞かせください。

Q1 耐震改修を行わない理由をお聞かせください。

■ 1. 多額の費用がかかるから

■ 2. 継承者がいないためお金をかけても仕方ないから

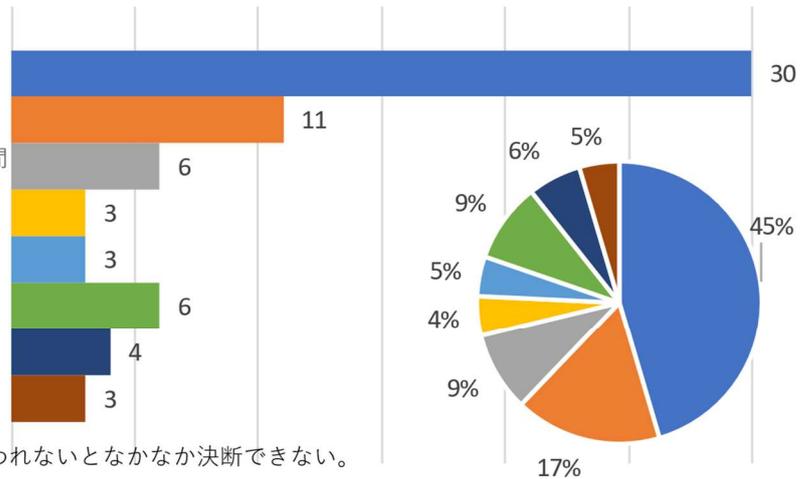
■ 3. 改修以外の方法を検討 (建替・住替(民間戸建て住宅やアパート・公営住宅))

■ 5. 地震に強い家に住んでおり、被害がないまたは少ないと感じるから

■ 6. 耐震化しても大地震の被害は避けられないから

■ 7. 今後行う予定がある、または、いずれ行いたい

■ 9. その他



・ 決断の問題。はっきり補強が必要と言われないとなかなか決断できない。

・ 他地区に新築済み

・ 貸家としている。

・ がけ崩れが不安のため、そちらを急務としている。

・ 借地・空家のため、定期的に管理している。費用が準備できたら、解体し、地主に返す。

・ 他業者からこの位なら大丈夫と言われた。改修した場合、大きく解体する部分があり、費用が膨大となる。

Q2 耐震改修を行う場合、どの程度まで耐震化対策が必要と考えますか。

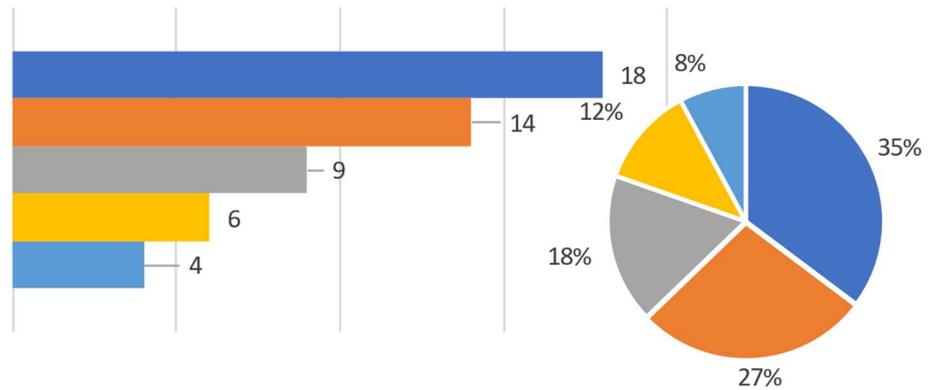
■ 1. 大地震が発生しても全く壊れないような改修

■ 2. 寝室や居間など部分的な改修

■ 3. 改修や補強はしないが、家具や家電の転倒防止対策

■ 4. 特に必要ない

■ 5. その他



・ 現時点で考えていない。

・ 開口部が広い箇所の補強

・ 解体予定

Q3 耐震改修工事を行う場合、ご自身が負担できる金額はいくらですか。

■ 1. 50万円未満

■ 2. 50万円以上100万円未満

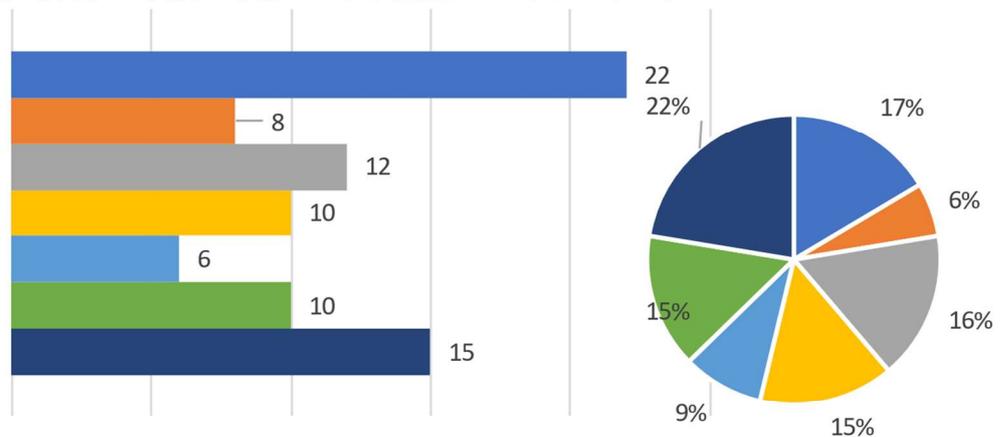
■ 3. 100万円以上150万円未満

■ 4. 150万円以上200万円未満

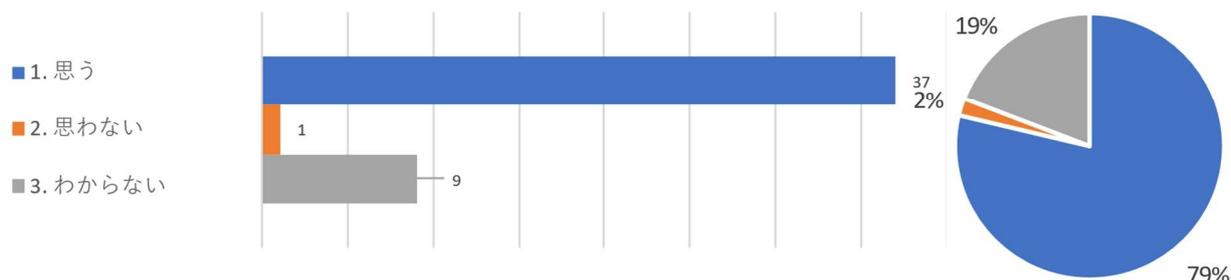
■ 5. 200万円以上300万円未満

■ 6. 300万円以上

■ 7. わからない

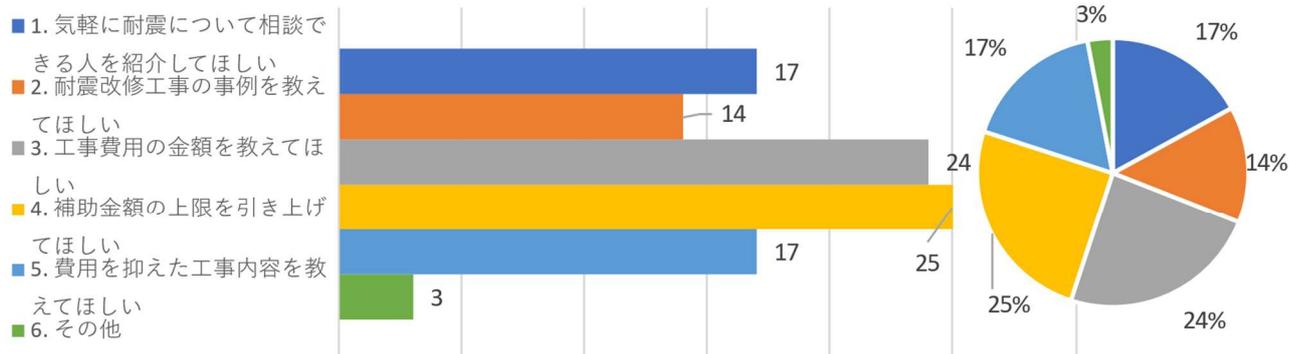


Q4 耐震改修工事を行う場合、「宮古市木造住宅耐震改修補助事業」を利用したいと思いますか。



【8】 今後あなたが耐震支援について望むことについてお聞かせください。

次の項目にあてはまるものに○をつけてください。



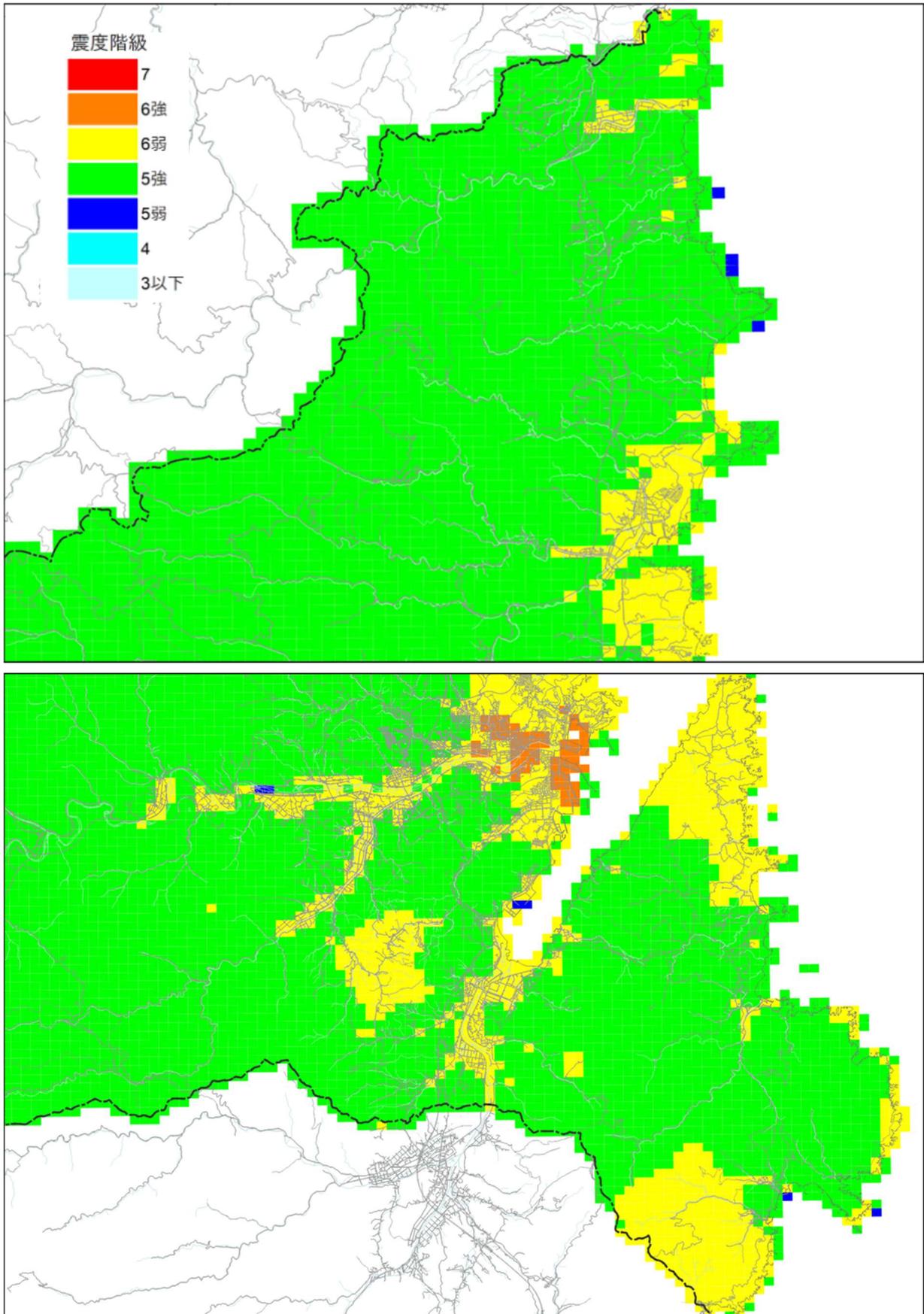
- 特別警戒区域（レッドゾーン）に指定されているため、改修、修繕、建築などは考えていない。
- 土地、建物を売却処分したい。平成 28年台風10号で、家の裏山（他人所有）が1 m位ズレ落ちている。
- 継承者の意見次第
- 年金受給生活者であり、工事はしたいと思うが費用等の面で不安がある。
- 解体をする予定
- 高齢者向けの補助金を考えて欲しい。60代一人の稼ぎでは、改修はずっと無理であり、所得に合った耐震工事費用でまかなえたら大いに考える。

【9】 その他、耐震化に関するご意見があればお聞かせください。

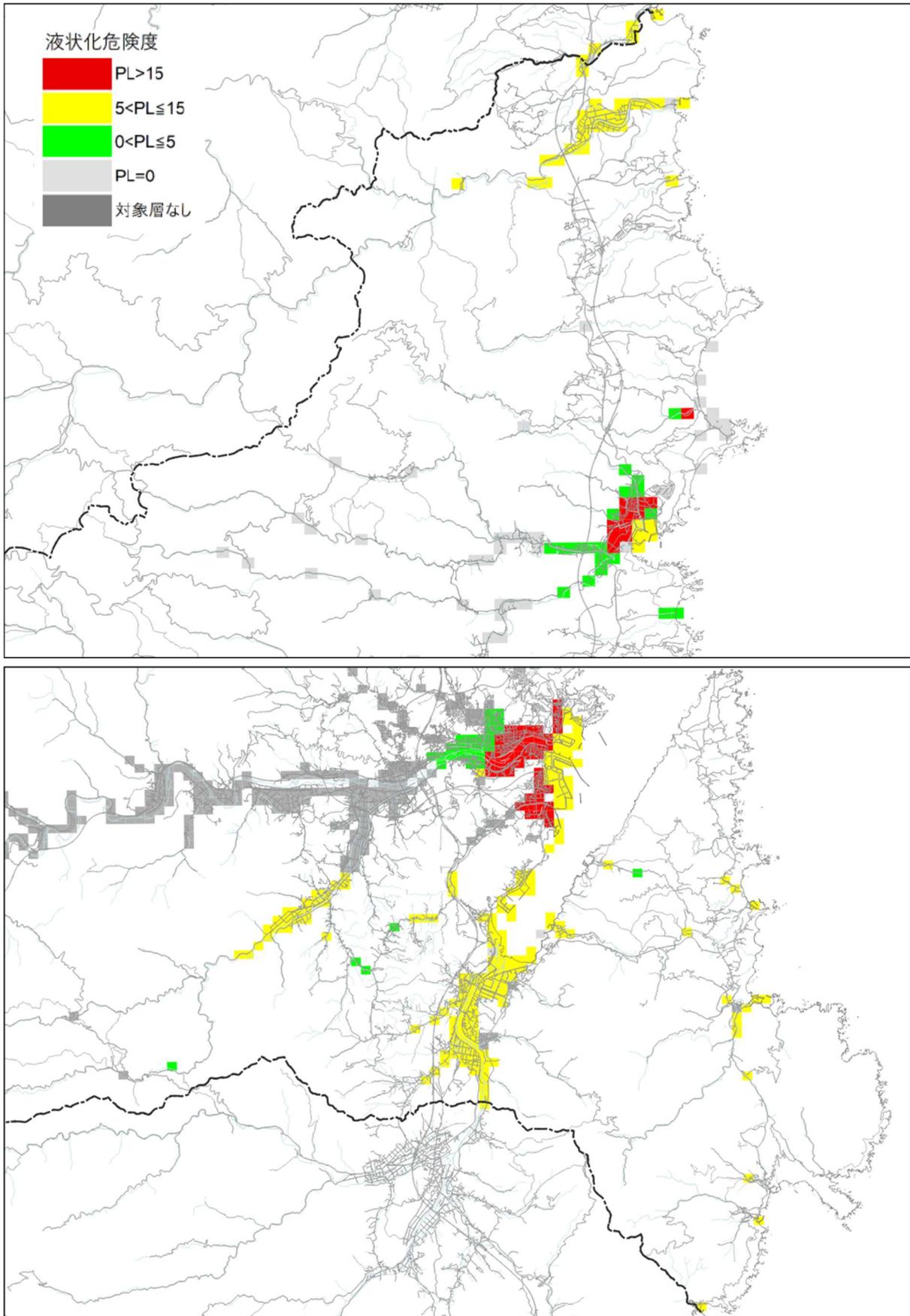
- 若ければ考えたと思うが、年を取り無理と考えている。すぐ避難することとしたい。
- 県土木より地盤の弱さと土砂災害の危険が高い説明があったため、不安のみが残り、そちらを優先させることになる。
- 山に囲まれており、がけ崩れ危険区域のレッドゾーンになっているおり、家の前は市道だが冠水区域になっている。もうここに家を建てることはできないと思い、リフォームや修繕といったような費用はかけたく無い。相続もさせたくないし、土地や住宅をすべて処分したい。
- 大きなゆれがあったら屋外に出よう、住宅には対策を考えていない。
- 知り合いの大工さんに相談したが、大掛かりな工事になると言われあきらめた。
- 高齢者向けの補助金や活用出来る制度等があれば知りたい。
- 耐震化は大事だと思うが一番の問題は改修金額である。
- 耐震改修工事は必要だと思うが、同居する家族が居ない。地震も怖い、雨や雪による影響も懸念している。
- 耐震改修工事の重要性は大事だということを学んだ。一人暮らしで毎日の暮らしが精一杯。工事を受けたいと考えなくなった。
- 大地震時の被害の軽減のため、改修事業を積極的に進めるべき。特に高齢者の居住する住居に対し、部分補強等の費用を抑えたプランをPRするなどの施策を推すべき。能登の地震を教訓に耐震化事業を積極的に進めるべき。

(資料-2)

最大予想震度図



液状化危険度分布図



「岩手県地震・津波被害想定調査－日本海溝(三陸・日高沖)モデル」による

(資料-3) 耐震化事業等の実施状況

① 耐震診断事業 (H17 事業開始)

	R2 以前	R3	R4	R5	R6	R7
計 画 数	—	10	10	10	10	10
実 績 数	228	10	4	2	4	8

うち倒壊の可能性のあるもの

	R2 以前	R3	R4	R5	R6	R7
0.7 未満 倒壊の可能性が高い	143	8	4	2	2	2
0.7 以上 1.0 未満 倒壊の可能性がある	72	2	0	0	1	6

② 耐震改修事業 (H20 事業開始)

	R2 以前	R3	R4	R5	R6	R7
計 画 数	—	2	2	2	2	2
実 績 数	16	1	0	1	0	0

③ ブロック塀撤去事業 (R3 事業開始)

	R3	R4	R5	R6	R7
計 画 数	10	10	10	10	10
実 績 数	11	6	4	4	6

④ 家具転倒防止器具取付事業 (H19 事業開始)

	R2 以前	R3	R4	R5	R6	R7
計 画 数	—	2	2	2	2	2
実 績 数	43	0	1	0	0	0

⑤ 耐震化に関する戸別訪問

	R3	R4	R5	R6	R7
中里団地	—	11	—	—	43
佐原団地	—	—	20	—	35
山口団地	—	71	63	107	—
その他	—	—	—	20	10

※R3はコロナ禍のため自粛